

平成 29 年度第 6 回多摩市国民健康保険運営協議会 議事要旨

平成 30 年 1 月 18 日

西第 1 会議室

1 開会

会長 議事録署名委員は、橋本委員、若林委員とする。

会長 本日の予定は。

事務局 議会、平成 29 年度補正予算、また先週東京都から年末に国が示した確定係数に基づく算定結果が送付されたので、その結果を報告する。その後、答申書について協議していただき、決定できればと考えている。

2 報告事項

① 平成 29 年多摩市議会第 4 回定例会

事務局 資料 2 より説明する。平成 29 年多摩市議会第 4 回定例会は、1 ページのとおりである。第 4 回定例会では、一般質問で 1 名の議員から国民健康保険関係の質問があった。内容については、2 ページ～5 ページのとおりである。平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算は、質問がなく全議員賛成により成立した。内容は、後で説明する。また、陳情が 1 件提出されたので、初めに健康福祉常任委員会において審議された後に、本会議で審議された。内容は、6 ページ～7 ページのとおり、「国民健康保険の広域化に伴う保険税の大幅値上げを抑制するため、一般会計からの繰入金で手立てをつくすことを求める陳情」であり、「国保税の大幅値上げを抑制するため、引き続き一般会計からの繰入金を当てることで対策を講じてください。」である。賛成多数で採択となった。

委員 質問はなし

② 平成 29 年度国民健康保険特別会計 12 月補正予算

事務局 資料 3-①、②より説明する。12 月補正予算の理由は、平成 28 年度国庫補助金の実績報告に伴う返還金の発生、平成 28 年度決算で生じた繰越金の精算に伴うもの、国保制度改正に伴うシステム改修経費の精算及び人件費の見込額の変更によるものなどである。

会長 歳入の繰越金が 1 億 8,295 万円となった理由は。

事務局 平成 28 年度決算での繰越金が 2 億 1,500 万円あり、9 月補正の退職分療養給付費等交付金の返還金 3,200 万円の差額である。

③ 納付金、標準保険料率等本係数算定結果

事務局 資料4～8をまとめて説明する。初めに資料5である。東京都から確定係数による本算定結果などの資料が送付された。今回の資料は、試算及び仮係数時に提供した資料を本係数算定結果に修正したものである。1ページは本算定の概要、2ページは本算定の詳細である。1ページ及び2ページは、前回仮係数と同じ様式である。3ページは、仮係数と確定係数を比較したものである。多摩市の納付金及び標準保険料率は、医療分は診療報酬改定により減、後期支援分は確定係数により増、介護納付分は確定係数により減、合計では減となった。東京都全体では、99億円の減である。納付金は、給付費等の減額により公費が減額となることから、東京都全体で69億円の減である。また、東京都では独自の財政支援として平成30年度に14億円、6年間合計で79億円を負担することになった。2ページ目の納付金額（激変緩和後）の備考欄のとおり平成30年度の多摩市分は1,400万円余（被保険者1人当たり400円）である。この東京都独自支援は、阿部市長が東京都に強く要望したものである。

資料6の説明は割愛する。12月の仮係数算定結果資料から数値を今回の確定係数算定結果に置きかえたものである。資料6の計算結果が資料5の詳細結果である。

資料7の説明も割愛する。これも12月の仮係数算定結果資料から標準保険料率を確定係数算定結果に置き換えて保険税（料）を計算し直したものである。

資料4を説明する。前回の資料を修正した。主な修正箇所を説明する。「一般会計繰入金（法定外）」は、東京都国民健康保険運営方針が決定したことなどにより案を取るなど修正した。「多摩市の納付金と標準保険料率」は、確定係数に基づいた算定結果数値に修正した。「東京26市の改定状況」は、12月末現在に修正した。

確定係数結果と直接の関係はないが、資料8も合わせて説明する。前回、平成30年度税制改正の説明をした。11月の会議の同じ資料から、今回の改正後の保険税額を計算し直した。課税限度額が4万円増えることにより、世帯人数が2人以上の所得金額1,000万円の階層で保険税額が増加する。

委員 質問はなし

3 諮問事項審議

会長 答申書案の説明を求める。

事務局 前回の協議会での各委員の意見から答申書案を作成し、1月5日に送付した。

委員から意見はなかった。机上配布した答申書案は、1月5日送付時に黒丸であった標準保険料率を入れたものである。

会長 答申書案について意見をいただきたい。

委員 1 ページの真ん中あたりの「相応の期間」とした理由は。審議過程の中では、事務局から 10 年以上の期間により法定外繰入を削減したいとの説明があった。

事務局 事務局として検討したところであるが、今後多摩市としても国保財政健全化計画を策定することになる。「十数年」と入れると、計画を縛ることになるのではないかと考えてこの表現とさせていただいた。

委員 具体的に数値を入れ込んだ方がいい場合もあり、具体的でない方がいい場合もある。今回は不確定要素が多いのでやむを得ないとする。

委員 本文 3 行目に「平成 30 年」と入れてほしい。下から 2 行目の「下記」とあり、「記」が次ページであることから修正した方がいいのでは。

事務局 「以上のことから」以降を次ページに修正する。

委員 付帯意見で「保険税」と「保険料」の区別がわかりにくい。

事務局 「保険税額」、「保険税率」、「標準保険料率」と記載する。

委員 2 ページの「記」の下、「1 保険税率等について」の「諮問にある変更案 1 とし」とあるが、諮問の変更案 1 を具体的に明示した方がいいのでは。あるいは、この文言を削除してもいいのでは。

委員 削除してしまうと、平成 31 年度以降に法定外繰入を削減するために、毎年保険税率の見直しを行うために変更案 1 としたことが消えてしまい、単純に平成 30 年度の保険税率を改定するだけになってしまうのではないかと。

委員 変更案 1 としたことを明確にした方がいい。

事務局 「諮問にある変更案 1 とし」を残し、諮問の変更案 1 が分かるよう答申書に記載したい。付帯意見が 3 ページにかかってしまうが。

委員 付帯意見を別紙として、3 ページ目にすればよいのでは。

事務局 そのとおりとし、体裁は事務局で考える。

委員 保険税率の改定は平成 30 年度であるが、変更案 1 の場合には法定外繰入の削減は平成 31 年度からとなる。ここのところは大丈夫か。

事務局 大丈夫である。

委員 付帯意見の順番を 1, 2, 5, 4, 3 に変更した方がいいのでは。

事務局 変更する。

会長 他に意見がないので、変更案 1 を明記することで決定したい。

委員 異議なし。

会長 今後のスケジュールは。

事務局 本日の意見を踏まえて、会長、代行、事務局で答申書を修正する。会長から市長に答申書を 2 月 1 日に渡す予定である。その後、答申があったことを経営会議に報告する。さらに、議会の健康福祉常任委員会にも報告したいと考えている。保険税率改定の意思決定をした後、3 月議会に国民健康保険税条例の改正案を上程する。

4 その他

事務局 2月1日に多摩南地区国民健康保険運営協議会講演会を開催する。出席される方を確認したいので、挙手をしていただきたい。。

事務局 会長を含めて6人が出席する。

会長 次回の開催は、2月15日である。

4 閉会